



埼玉県報

第 2 4 4 7 号
平成24年12月4日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [歯科技工士国家試験の実施に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [録音録画装置の購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [労働委員会規則に基づく公示による通知\(審査調整課\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スポーツスタディ
- 三 代表者の氏名
小山 直行
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市松風台十四番地二十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、全国のスポーツを愛する子供たちに対し、学問とスポーツにおける質の高い指導の提供を行い、子供たちが学問とスポーツの両立を達成できる環境作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白岡町地域支援いちょうの木

三 代表者の氏名

丸山 雅子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県白岡市上野田五十五番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の助け合いによる運営の基、地域で暮らす高齢者・障害者・児童とその家族に対して、介護と保育の支援に関する事業を行い、地域福祉の増進と明るく住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十七号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千六百二十八号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり行う。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

	試験期日	試験場所
実地試験	平成二十五年 二月十二日（火）	さいたま市見沼区東大宮一―十二―三十五 埼玉歯科技工士専門学校
学説試験	平成二十五年 二月十三日（水）	さいたま市浦和区高砂三―十五―一 埼玉県庁 第三庁舎講堂

二 試験科目

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第八条に掲げる試験科目

三 受験資格

歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第十四条各号のいずれかに該当する者

四 受験手続

イ 提出書類

歯科技工士法施行規則第七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

三万六千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期日及び場所

平成二十五年一月十日（木）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後三時三十分まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課

五 合格発表の場所及び期日

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十五年三月十五日（金）

午前十時から午後五時まで

□ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十五年三月十五日（金）午前十時から四月十四日（日）午後十二時ま
で

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川島ショッピングプラザ

埼玉県比企郡川島町大字中山千三百七十七 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

埼玉県大宮市宮原町二丁目十九番四号

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

ハ 変更年月日

平成十七年五月十三日外

二 届出年月日

平成二十四年十一月二十二日

ニ 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十五年四月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月四日から平成二十五年四月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川島ショッピングプラザ

埼玉県比企郡川島町大字中山千三百七十七 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時

（変更後）午前七時三十分から午後十時

八 変更年月日

平成二十四年十二月六日

二 届出年月日

平成二十四年十一月二十二日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十五年四月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月四日から平成二十五年四月四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千六百四十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市浦山字大沢一九 の一、字北小根三六三二の一、三六三三、三六三四の一、三六三五の一、三六五九の一、三六五九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沢一九 の一・字北小根三六三二の一・三六三三・三六三四の一・三六三五の一・三六五九の一（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁並びに秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第千六百四十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字生川八五七四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字生川八五七四（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁並びに横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告示

埼玉県告示第千六百四十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一〇一七〇

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市栗橋字池田一三四八 外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百五十一・四立方メートル

告示

埼玉県告示第六百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

幸手都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課、久喜市建設部都市計画課、加須市建設部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十四年十二月十八日まで

告示

埼玉県告示第千六百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

幸手市大字神扇、平須賀及び神明の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課、久喜市建設部都市計画課、加須市建設部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十四年十二月十八日まで

告示

埼玉県告示第六百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画道路三・四・五十四東武動物公園駅東口通り線及び三・三・七十
五惣新田幸手線バイパス

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・四・五十四東武動物公園駅東口通り線）

イ 追加する土地の区域

宮代町百間二丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

宮代町百間二丁目の一部

（三・三・七十五惣新田幸手線バイパス）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

幸手市大字平須賀字外郷内前及び字赤木前、大字神扇字外郷内前及び字五反
割の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部
都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課、久喜市建設部都
市計画課、加須市建設部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十四年十二月十八日まで

告示

埼玉県告示第千六百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

桶川都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十四年十二月十八日まで

告示

埼玉県告示第千六百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十四年十二月十八日まで

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画道路三・四・二駅東口通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

桶川市寿一丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

桶川市東一丁目、南一丁目、寿一丁目及び二丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十四年十二月十八日まで

告示

埼玉県告示第千六百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

録音録画装置 30台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日(金)

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年1月7日(月)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年1月4日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年1月7日(月)午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年1月7日(月)午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年12月20日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年12月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Video-recording Equipment(30 units)
- (2) Time-limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 a. m., January 7 ,2013 By mail;5:00p.m., January 4 ,2013 In person;10:30 a.m., January 7 ,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

路 線 名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市上福岡二丁目一五二二番地一地先から同市上福岡三丁目一五二一番地一六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十四年十二月四日
備 考	延長二四 ・ ○メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月三日

指令川建セ第二四〇〇四三〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月三十日

川建セ第二四 七十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字庚塚九一七番、九一九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市三ヶ尻一六五一番地

福田 長幸

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月二十六日

指令川建セ第二四〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月三十日

川建セ第二四〇〇七三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字韮負字五反田八二七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字韮負六一一番地一 ラ・フォーレ竹沢202

山田 誠

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十一月二十六日

指令越建セ第二四〇〇二五一号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月二十八日

越建セ第四四一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字上河原六十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸二千八百二十八番地五

東 英人

告 示

埼玉県選管告示第七十三号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙区名	職 務	住 所	氏 名
第一区	選挙長	埼玉県北本市高尾五丁目二十番地	滝瀬 副次
第二区	選挙長の職務を代理すべき者	千葉県野田市みずき二丁目十五番地の八	大畑 茂久
第四区	選挙長	埼玉県久喜市桜田四丁目二十四番四	石田 昌彰
第五区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県新座市栄五丁目三番三十四号	川崎 弘貴
第七区	選挙長	埼玉県川越市南台三丁目二番地十山大マンション三〇四	矢部 操
第八区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県行田市佐間一丁目二十六番	小山 和彦
第十区	選挙長	埼玉県川口市大字安行藤八四十六番地の四十四	山本 晴造
第十一区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県深谷市田中二千九百三十四番地三	戸田 健一
第十三区	選挙長	茨城県つくばみらい市小張四千七十八番地三(陽光台二丁目二百三十九街区八画地)	滝川 聡史
第十四区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県川越市大字安比奈新田二百六十一番地九	大山 澄男

告示

埼玉県選管告示第七十四号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

職務	住所	氏名
選挙分会長	埼玉県北本市高尾五丁目二十六番地	滝瀬副次
選挙分会長の職務を代理すべき者	埼玉県川越市南台三丁目二番地十山大マンション三〇四	矢部操

告 示

埼玉県選管告示第七十五号

平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

職務	住 所	氏 名
審査分会長	埼玉県久喜市桜田四丁目二十四番四	石田昌彰
審査分会長の職務を代理すべき者	埼玉県川口市大字安行藤八四十六番地の四十四	山本晴造

告 示

埼玉県選管告示第七十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十二月四日 午後七時二十分

二 場所 埼玉県庁第三庁舎講堂

告 示

埼玉県選管告示第七十七号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十二月六日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第七十八号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十二月四日 午後七時

二 場所 埼玉県庁第三庁舎講堂

告 示

埼玉県選管告示第七十九号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十二月四日 午後八時

二 場所 埼玉県庁第三庁舎講堂

告示

埼玉県選管告示第八十号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長

滝瀬副次

選挙区	制限額
第一区	二五、五三八、〇〇〇円
第二区	二五、九九〇、四〇〇円
第三区	二六、〇一〇、九〇〇円
第四区	二四、四四二、五〇〇円
第五区	二四、三九八、四〇〇円
第六区	二五、五三五、八〇〇円
第七区	二五、三二七、六〇〇円
第八区	二四、三八二、三〇〇円
第九区	二五、一九六、七〇〇円
第十区	二四、〇三〇、五〇〇円
第十一区	二四、五〇一、三〇〇円
第十二区	二四、七一九、六〇〇円
第十三区	二四、五五三、九〇〇円
第十四区	二五、四一〇、六〇〇円
第十五区	二四、六九六、九〇〇円

告示

埼玉県選管告示第八十一号

平成二十四年十二月三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、六四七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四七、〇五三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六五、一四二人
南第二区	一四三、二二七人
南第三区	二三、一八九人
南第四区	三八、一二六人
南第五区	三〇、五〇六人
南第六区	四二、六三六人
南第七区	二五、九二三人
南第八区	二五、三〇六人
南第九区	三九、八二六人
南第十区	四六、九〇〇人

南第十一区
南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区

三〇、〇六〇人
三〇、五四四人
六一、四三一人
三一、九七九人
一九、一三五人
三〇、四七三人
一九、四二〇人
四三、五〇八人
一九、五四五人
三二、六二四人
三四、八一〇人
二〇、九八四人
九三、七二四人
四〇、六七九人
二二、六一〇人
四三、〇一五人
一五、六五六人
二九、一〇七人
二三、六六〇人
九三、六二八人
一五、六五八人
一三、五二一人
二七、二五五人
一八、九四三人
一一、九二四人
二四、三七〇人
二七、〇七六人
一八、四七四人
一二、二八七人
一五、三〇〇人
二一、四七三人
四九、一四一人
五五、三六七人
二三、五四一人

東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

一五、二七五人
一八、七八七人
一五、二六七人
一九、三二七人
一七、六二八人
二八、八六八人
五五、三七六人
八八、四三二人
二二、一六八人
三六、一九四人
一七、六六三人
一五、〇二四人
三一、四九四人
一七、六九三人

告 示

埼玉県選管告示第八十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十二月六日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院議員総選挙について

イ その他

告 示

埼玉県労働委員会告示第五号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第四十九条第一項及び第二項の規定により、次のとおり公示により通知する。

平成二十四年十二月四日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

一 事件番号

平成二十四年（不）第四号不当労働行為救済申立事件

二 交付を受けるべき者の氏名及び住所

イ 氏名

長谷川 美佐子

ロ 住所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋七丁目十六番十一号

三 交付をすべき書類

調査開始通知書

申立書の写し

調査期日通知書

四 公示事項

一の事件に係る三の書類は、埼玉県労働委員会が保管し、いつでも交付を受けらるべき者に交付する。